

第 59 回 国連女性の地位委員会 (CSW : Commission on the Status of Women)

■ 日 程

2015 年 3 月 9 日～20 日 国連本部（ニューヨーク）

■ テーマ：北京+20

男女共同参画に関する国際的な基準である「北京宣言、行動綱領」策定から 20 年目に当たることを記念した実施状況フォローアップ（いわゆる「北京+20」）をテーマに開催



北京+20 ロゴマーク

■ 参加者

参加者 8,600 人（1,100 人以上の NGO 関係者を含む）

日本政府からは、宇都隆史外務大臣政務官を政府代表として、橋本ヒロ子日本代表、外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、JICA 及び NGO 代表からなる代表団が出席

■ 概 要

- ・ 各国代表や国連機関等の代表によるステートメント発表

【我が国のステートメント】

宇都外務大臣政務官が 3 月 10 日にステートメントを行い、「北京+15」以降の第 3 次男女共同参画基本計画に基づく国内の取組の推進、女性の活躍推進のための法律案の国会提出、第 4 次男女共同参画基本計画の検討等現在進める取組、UN Women との連携の一層の強化や武力紛争下の女性に対する暴力撤廃プロジェクトへの支援等について述べた。

- ・ ハイレベル円卓会合、パネル・ディスカッションが開催
- ・ 成果文書として、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」及び「CSW の将来の機構及び作業方法」「パレスティナ女性の状況と支援」の決議が採択
- ・ サイドイベント など

参 考 国連女性の地位委員会（国連婦人の地位委員会）

国連 UN Women <http://www.unwomen.org/en/csw>

内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_csw/index.html

CSW 内閣府

検索



■ 主なサイドイベント

- ・ 我が国の NGO と国連日本政府代表部との共催で 2 つのサイドイベントを開催
3 月 9 日「女子差別撤廃条約とジェンダーに基づく暴力－北京会議後 20 年の成果と課題」(国連日本政府代表部、国際女性の地位協会)
3 月 13 日「高齢社会におけるジェンダー平等：日本高齢女性の活躍と課題」(国連日本政府代表部、日本女性監視機構、国際婦人年連絡会、国連 NGO 国内婦人委員会、交連フィリピン政府代表部)
- ・ 3 月 10 日「WEPs 年次総会」(潘基文 国連事務総長による開会挨拶、ヒラリー・クリントン前米国国務長官による基調講演、ステークホルダー声明の採択 等)

国連の会議やイベントでのスピーチなどは、国連ホームページ(英語)からご覧いただけます
UN WEB TV <http://webtv.un.org/>

参考 WEPs (Women's Empowerment Principles 「女性のエンパワーメント原則」)

内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/team/WEPs/weps.html>

男女共同参画推進連携会議 女性のエンパワーメント

検索

参考：国連女性（婦人）の地位委員会（CSW）とは

1946 年 6 月に国連経済社会理事会(以下、「経社理」という。)の機能委員会のひとつとして設置。

婦人の地位委員会は、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経社理に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経社理はこれを受けて、総会(第 3 委員会)に対して勧告を行う。年次会合は、現在はニューヨークの国連本部において、毎年 2～3 月頃に 2 週間の期間で開催。



第59回国連婦人の地位委員会議事日程(平成27年3月9日～20日、於:国連本部)

平成27年4月23日
内閣府男女共同参画局

第1週目		主なサイドイベント
3/9 (月)	開会式 開会挨拶(潘基文国連事務総長他) 事務総長報告 政治宣言採択	サイドイベント 「女子差別撤廃条約とジェンダーに基づく暴力 — 北京会議後 20 年の成果と課題」 (主催:国連日本政府代表部、国際女性の地位協会)
3/10 (火)	閣僚級円卓会合(男女共同参画、女性のエンパワーメント並びに女性及び女兒の人権を実現するための将来の取組への優先課題) A.女性及び女兒のための経済の活用 B.男女共同参画と女性のエンパワーメントの投資 C.男女共同参画の達成のための政策、公的生活の変容 (宇都外務大臣政務官出席) D.女性及び女兒の実質的平等を実現するための説明責任 一般討論 政府代表等によるステートメント(宇都外務大臣政務官)	WEPs 年次総会 開会挨拶(潘基文国連事務総長) 基調講演(クリントン前米国国務長官) (宇都外務大臣政務官、橋本 CSW 代表他出席)
3/11 (水)	閣僚級円卓会合(男女共同参画のための国家機構:行動と説明責任の主導、変革の促進)	サイドイベント 「男性の行うべきこと:ステレオタイプと女性に対する暴力に反対する男性と男児」 (主催:日・伊・ポーランド国連代表部、EC 委員会) (パネリスト:橋本 CSW 代表他)
3/12 (木)	閣僚級円卓会合(国連地域委員会の北京+20 地域イベントの結果)	サイドイベント 「女性の労働参加の増加:障壁と G20 からの解決策及び将来」 (主催:日・豪・トルコ国連代表部) (パネリスト:橋本 CSW 代表他)
3/13 (金)	パネルディスカッション(男女共同参画のため資源:行動・進展のための優良事例及び戦略)	サイドイベント 「高齢社会におけるジェンダー平等:日本高齢女性の活躍と課題」 (主催:国連日本政府代表部、JAWW、国際婦人年連絡会、国連 NGO 国内婦人委員会、国連フィリピン政府代表部)
第2週目		
3/16 (月)	パネルディスカッション(男女共同参画の実現における男性及び男児の責任) パネルディスカッション(男女共同参画実現のための社会規範の変革:期待及び機会)	
3/17 (火)	パネルディスカッション(証拠及び監視結果の構築:ジェンダー統計及び指標)	
3/18 (水)	パネルディスカッション(周縁化され、不利な状況にある女性及び女兒の権利の実現) 個人通報部会	
3/19 (木)	経社理決議及び決定のフォローアップ(ジェンダー主流化を促進する CSW:機能委員会との対話) 2015 年経社理テーマへの貢献のためのパネルディスカッション(MDGs から SDGs へ:男女共同参画に対する MDGs の教訓及び変容への刺激)	
3/20 (金)	第 60 回委員会の議題、第 59 回委員会報告書の採択(閉会)	

第4回世界女性会議20周年における政治宣言

我々、大臣及び政府の代表は、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から20年となる機会に、ニューヨークでの第59回婦人の地位委員会に集い、北京宣言及び行動宣言、女性2000年会議－21世紀に向けての男女平等・開発・平和と称された第23回国連特別総会成果文書についてのレビュー及び評価を実施し、それには、行動綱領の実施、女性及び女児のすべての人権及び基本的な自由の完全かつ平等な享有の実現、並びに男女共同参画及び女性及び女児のライフサイクルを通じたエンパワーメントの達成に影響を与える現在の取組が含まれており、併せて、行動綱領の加速化を確保し、及び、ポスト2015年開発アジェンダにおいて、ジェンダーの視点が、持続可能な開発の経済、社会及び環境の側面において統合される機会を利用し、そして、開発、経済、社会、環境、人道及びそれに関連する分野における、すべての主要国連会議及びサミットが、男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの実現に効果的に貢献できるよう、その準備及び統合され、調整された実施及びフォローアップにおける、ジェンダー主流化を確保するためのコミットメントとともに、

1. 北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、
2. 北京宣言及び行動綱領の実施、並びに女子差別撤廃条約に基づく義務の履行が、男女共同参画、女性及び女児のエンパワーメント並びにその人権の実現の達成において、相互に補強し合っていることを認識し、条約及び選択議定書を批准又は同意していない国に対しその検討を求め、その上、
3. 国、地域、世界レベルでの一致した政策行動を通じた、北京宣言及び行動綱領の完全な実施に向けた進歩を歓迎し、また、第4回世界女性会議20周年の状況における政府によるレビュー活動を、他のすべての関係者の貢献及びレビュー結果に留意しつつ歓迎し、さらに、2015年9月26日に開催される男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ・ミーティングを期待し、
4. 進捗が遅くかつ不均衡であること、大きな格差が残っていること、とりわけ、構造的な障壁といった障害が、行動綱領の12の重大問題領域の実施において存続していることに憂慮を表明し、第4回世界女性会議から20年を経過し、女性及び女児の平等及びエンパワーメントを完全に達成した国はないこと、女性と男性、女児と男児の間の不平等の明確なレベルが、世界的に存続していること、及び多くの女性及び女児が、そのライフサイクルを通

じて、複合的な及び交差した形態の差別、脆弱性及び周縁化を経験していることを認識し、

5. 新たな課題が出現していることを認識し、我々の政治的意思を再確認し、課題及び12のすべての重大問題領域、すなわち、女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力と意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組み、女性の人権、女性とメディア、女性と環境及び女兒であるが、それにおける残された実施格差に取り組むことを確実に約束し、

6. 北京宣言及び行動綱領、並びに、第23回国連特別総会成果文書の、すべての女性及び女兒のための法、政策、戦略、計画的活動の強化された実施を含む、完全で、効果的で、加速化された実施、あらゆるレベルにおける男女共同参画並びに女性及び女兒のエンパワーメントのための組織機構に対する、強化され、増加された支援、差別的な規範及び固定的性別役割分担意識の変革、並びに、女性の積極的な役割及び貢献を認識し、女性及び女兒に対する差別を撤廃する、社会規範及び実践の推進、達成された進捗を基礎とし、政府開発援助が行動綱領の実施に効果的に貢献するよう利用されることを確保するため、政府開発援助における男女共同参画及び女性のエンパワーメントに対する国内資源の動員及び分配並びに優先度の増加など、あらゆる源泉からの財源の動員を通じたものを含む、資源の格差を縮小する、顕著に増加された投資、現行のコミットメントの実施に向けた強化された説明責任、促進された能力開発、データ収集、監視及び評価、並びに、情報及び通信技術へのアクセス及び利用、を確保するための更なる具体的な行動を取ることを表明し、

7. 第69回国連総会における政府間交渉プロセスにおいて、その他のインプットも検討されることを認識する一方で、持続可能な開発目標をポスト2015年開発アジェンダへ統合するための主要な基礎となる報告書において、持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループにより提案されたように、男女共同参画の達成並びにすべての女性及び女兒のエンパワーメントに関する持続可能な開発目標を通して、また、ジェンダーの視点のポスト2015年開発アジェンダへの統合を通して、北京宣言及び行動綱領の完全及び効果的な実施が、ミレニアム開発目標の未完の事業の達成、及び、変革的かつ総合的なアプローチを通じた重要な残された課題への対処に向け不可欠であることを強調し、

8. 第4回世界女性会議及び第23回国連特別総会成果文書へのフォローアップに対する、婦人の地位委員会の主要な責任を再確認し、それに関する委員会のフォローアップ作業を想起し、さらに、北京宣言及び行動綱領、並びに、第23回国連特別総会成果文書の完全実施に基づく、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの推進における、並びに国連組織内におけるジェンダー主流化の推進及び監視における、その触媒的な役割を再確認し、

9. 男女共同参画及び女性のエンパワーメントの推進における、国連ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する機関（UN Women）の重要な役割、及び、加盟国の支援における、並びに、国連システムの調整や、北京宣言及び行動綱領のレビュー及び評価において市民社会、民間部門及びその他のすべての層の関係者の動員における、その中心的な役割を認識し、さらに、UN Women 及び国連組織に対し、組織的なジェンダー主流化、結果をもたらす資源の動員、及び、データ及び頑健な説明責任組織による進捗の監視などを通じて、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的で、加速化された実施、及び、国際、地域、国内、地方において、そのレビュー及び評価を、支援することを継続するよう要請し、

10. 非政府組織、女性の及び地域レベルの組織を含む、行動綱領の実施に対する、市民社会による貢献を歓迎し、安全で可能な環境を推進することも含み、男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの向上及び推進における、地方、国、地域、世界レベルでの市民社会の関与への、継続的な支援を表明し、

11. 男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの達成に向けた、男性及び男児の完全な関与の重要性を認識し、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的で、加速化された実施を成し遂げるため、男性及び男児を完全に従事させる措置を取ることを約束し、

12. すべての関係者を男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの達成に向けて従事させることを約束し、それに関し、彼ら（彼女ら）に、その努力を強化することを求め、

13. 2015年及びそれ以後において、それぞれのレビュー・サイクルにおける具体的な結果を達成するため、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、達成するため、すべての機会とプロセスを利用し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する。

第59回国連女性の地位委員会
一般討論ステートメント(和文仮訳)

議長、

私は、日本政府を代表して、この重要な会議の要職に就かれた^{ワッチャラーパイ}Vajrabhaya議長及び
ビューロー・メンバーに心から祝意を表します。

議長、

(北京宣言及び行動綱領から 20 年)

北京宣言及び行動綱領が採択されてから20年。この間、国連や国連加盟国を始めとする様々な主体は、希望と熱意を持って行動綱領の実施に取り組み、男女共同参画社会の実現に向けて前進してきました。それでもなお、貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されており、取組の更なる加速が求められています。

(国内の取組)

5年前のフォローアップ以降、日本は、「第3次男女共同参画基本計画」に基づき、施策の立案・実施などを総合的かつ計画的に推進して参りました。例えば、女性に対する暴力の根絶に向け、配偶者等からの暴力、性・暴力情報からの青少年の保護、人身取引への対策といった分野において、それぞれ立法措置や計画の策定を行うなど、具体的に取り組んでいます。現在、更なる施策の推進に向け、「第4次男女共同参画基本計画」の策定を進めています。

さらに日本は今、安倍総理の強いリーダーシップの下、「女性が輝く社会」の実現に向けて、女性の活躍と能力強化に資する支援を国内外で強化し、真剣に取り組んでいます。職場における女性の活躍を推進するための採用・登用・教育訓練等に関する行動計画の策定やその公表を、国、地方公共団体、企業に義務付ける法律案を国会に提出しました。女性のエンパワーメントについて包括的に議論する国際会議“World Assembly for Women:WAW! Tokyo”を昨年^の第一回目に続き本年も8月

28日及び29日に東京で開催する予定です。

また、3月14日から18日、日本の仙台において第3回国連防災世界会議が開催されます。この中でも、防災における女性の参画とリーダーシップを主要議題として議論する予定です。

議長、

(UN Women 等との連携)

日本がコミットした3年30億ドルという途上国の女性・女兒への貢献が、少しでも彼女らの将来を开花させる種となることを期待します。UN Women への拠出はこの2年で10倍近くになりました。夏には UN Women 東京事務所も開設され、日本は UN Women との連携を一層強化して参ります。

(武力紛争下における女性に対する暴力)

武力紛争下の女性に対する暴力撤廃は喫緊の課題です。日本は女性に対する暴力を否定し、ゼロトラレンスの文化の構築が急務であることを訴えます。南スーダンや中央アフリカ、コンゴ民などを中心に、UN Women や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表が取り組むプロジェクトを支援するため、約16億円を拠出することを2月に決定しました。

議長、

(結語)

社会の変容に伴い、対処すべき具体的課題は変化しますが、北京行動綱領の採択から20年の節目のこの年、北京宣言の精神を思い起こし、北京行動綱領の実施に向け、みなさまと共に勇気とコミットメントを新たにしたいと思えます。

ご静聴ありがとうございました。